明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四）　一

○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八七）　三

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二五）　四

〔省　令〕

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産二六二三）　五

〔告　示〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　七

裁判所
破産、免責、再生関係　一三

特殊法人等
特定計量器型式承認、弁理士登録関係　一四

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　一四

会社その他
会社決算公告　一六

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十三条の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十二月三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　石田　真敏
財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（既存の用途に利用する水銀使用製品）	（既存の用途に利用する水銀使用製品）
第二条　法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第二条**　法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品	二　別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品
三　別表の上欄第一号から第六十号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの	三　別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの
四　（略）	四　（略）